官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する件（厚生労働一〇）　一
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三）　二
○トンガ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一五）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一六）
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業一）　三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産四八）
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（国土交通四五）
○福島県双葉郡内の認定特定帰還居住区域復興再生計画に従って行う土壌等の除染等の措置に係る事項を告示する件（環境四）
○道路に関する件（九州地方整備局五～八）
〔人事異動〕
内閣
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行の手続に関する意見聴取会関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○厚生労働省告示第十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する告示

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。
一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤	一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤
(1)　エピナスチン塩酸塩（点眼剤に限る。）	（新設）
(2)～(17)　（略）	(1)～(16)　（略）
二　（略）	二　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示（令和七年厚生労働省告示第二百七十九号）を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品第一号中「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に改め、同表改正後欄の同告示第一号中「(15)」を「(16)」に改める。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

その他告示

○法務省告示第三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年一月十九日

法務大臣　平口　洋

名古屋法務局所属　太田　玲子

○外務省告示第十五号

令和七年十二月五日にヌクアロファで、トンガ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

令和八年一月十九日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府の代表者とトンガ王国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、トンガ王国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、三億円（三〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2　(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

3　(1)　(3)　(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5　(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c)　(d)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　(i)　(j)　(k)　(l)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　(o)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される殿下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が殿下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに殿下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月五日にヌクアロファで

トンガ王国駐在
日本国特命全権大使　稲垣久生

トンガ王国
外務大臣兼国防大臣　トゥポウトア・ウルカララ殿下

（トンガ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、トンガ王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月五日にヌクアロファで

トンガ王国

外務大臣兼国防大臣　トゥポウトア・ウルカラ

トンガ王国駐在

日本国特命全権大使　稲垣久生閣下

○外務省告示第十六号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年一月五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年一月十九日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日	発行年月日	旅券番号
令和８年１月５日	2024年８月２日	ＴＴ6574432
令和８年１月５日	2017年12月21日	ＴＲ9702164
令和８年１月５日	2024年８月20日	ＴＴ6710824
令和８年１月５日	2025年４月８日	ＭＶ0008618

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月十九日

財務大臣　片山さつき

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石原　宏高

経済産業大臣　赤澤　亮正

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：東京支店 郵便番号：105―0012 所在地：東京都港区芝大門二丁目12番18号 電話番号：03―3437―1231	営業所又は事務所の名称：東京支店 郵便番号：104―0028 所在地：東京都中央区八重洲二丁目10番17号 電話番号：03―3437―1231

(2)　変更年月日

令和８年１月19日

(3)　変更の理由

移転のため

○農林水産省告示第四十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月十九日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　くろまぐろ（小型魚） 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 4,218.0トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	167.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	164.4
青森県	347.7
岩手県	109.6
宮城県	63.8

秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	106.9
東京都	16.5
神奈川県	65.2
新潟県	131.0
富山県	144.6
石川県	128.7
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0
三重県	65.8
京都府	66.4
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	60.8
鳥取県	19.9
島根県	137.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	130.4
徳島県	45.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5

秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	13.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	134.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5

高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	913.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	778.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	11.9
長崎県	912.3
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	833.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	156.7
富山県	35.8
石川県	73.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	564.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	86.3
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	73.0
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	48.3
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	118.0
徳島県	20.0
香川県	0.1
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	31.6
長崎県	424.2
熊本県	9.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,032.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2

くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○国土交通省告示第四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

令和八年一月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一・二　（略）	一・二　（略）
三　保険等の業務を行う事務所の所在地	三　保険等の業務を行う事務所の所在地
イ、ロ　（略）	イ、ロ　（略）
ハ　宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番三十三号	ハ　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目一番三十六号
ニ～ト　（略）	ニ～ト　（略）
四　（略）	四　（略）

附　則

この告示は、令和八年一月十九日から施行する。

○環境省告示第四号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十三第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十九日

環境大臣　石原　宏高

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂七十一番三	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂八十五番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番一	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番二	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百九番四	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百十番	宅地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百二十四番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百四十一番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十一番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十二番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂百五十五番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂五百二十一番	畑
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂五百二十三番	雑種地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百五番	雑種地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百七番	宅地
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百八番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百二十五番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百二十七番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂六百七十三番	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字赤坂七百十番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢五十六番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢百一番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字市の沢百十番	田
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十一	公衆用道路
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十五番十二	公衆用道路

福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百五十七番二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷三百六十三番五	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷五百六十五番	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百四十番一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番七	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十五	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十七	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十八	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二十五	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番二十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十八	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番三十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番四十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五十一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番五十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番六十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番六十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番六十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番六十七	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番七十	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番七十一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番七十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十六	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十七	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十八	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番八十九	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番九十二	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番九十三	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原二百七十九番九十四	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原三百四十九番一	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松葉原三百四十九番六	原野
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松の前七十七番一	山林
福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松の前八十一番	畑

二　土壌等の除染等の措置の内容

前号に掲げる土地について実施する土壌等の除染等の措置の内容は、次の表の上欄に掲げる土地等の種類ごとにそれぞれ当該下欄に掲げるものとする。

土地等	土壌等の除染等の措置の内容
宅地等	一　屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 二　外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 三　軒どい　堆積物の除去及び拭き取り 四　竪どい　高圧水洗浄 五　庭等の土壌　除草、堆積物の除去又は表土の除去及び被覆 六　庭木等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆

道路	七　芝地　除草、芝刈り又は芝の深刈り若しくは剥ぎ取り及び張り替え 八　砂利又は砕石　除草、除去及び被覆 九　庭等の舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り
田	一　未舗装面（土壌）　除草、堆積物の除去又は表土の削り取り及び被覆 二　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 三　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り 四　ガードレール　拭き取り
畑	除草、反転耕、深耕又は表土の削り取り及び被覆
山林	一　果樹等の樹木　除草、枝打ち又は樹木の根本付近の表土の除去及び被覆 二　果樹等の樹木以外　除草、反転耕若しくは深耕又は表土の削り取り及び被覆
原野	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち
雑種地	刈払い、堆積物の除去、再拡散防止措置又は常緑針葉樹の枝打ち 一　未舗装面（土壌）　刈払い若しくは除草、堆積物の除去若しくは表土の削り取り及び被覆、再拡散防止措置又は枝打ち 二　未舗装面（砂利又は砕石）　除草又は除去及び被覆 三　舗装面　堆積物の除去、ブラシ洗浄若しくは高圧水洗浄又は削り取り

三　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町十一番二十五号　ＡＸＣビル六階 環境省　福島地方環境事務所　環境再生・廃棄物対策部　環境再生課 電話番号　〇二四（五七三）七二三〇 E-Mail　JOSENDOUI-IKEN@env.go.jp

四　土壌等の除染等の措置の実施予定月　令和八年四月

五　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表下欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「放射性物質汚染対処特措法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第三号の表の上欄に掲げる者に対し、環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十九年環境省令第九号）第二条に定めるところにより、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができる。

六　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第三十条第六項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の前号の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

○九州地方整備局告示第五号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
鹿児島市山下町十三番二から同市城山町一番一まで	六・四〇メートル	〇・四九九キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第六号

令和八年一月二十日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
鹿児島市山下町十三番二から同市城山町一番一まで（鹿児島市山下町十三番二から同市城山町一番一まで）	一般国道十号	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
鹿児島市伊敷三丁目六〇六番一から同市城山町一番一まで	四・七四メートル	四・七八九キロメートル	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第八号

令和八年一月二十日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
鹿児島市伊敷三丁目六〇六番一から同市城山町一番一まで（鹿児島市伊敷三丁目六〇六番一から同市城山町一番一まで）	一般国道三号	電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理
　国務大臣　片山さつき
総務大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○財務大臣臨時代理解職
　同　林　芳正
財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　林　芳正
内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上一月十四日）
○経済産業大臣臨時代理解職
　国務大臣　城内　実
経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　城内　実
内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上一月十五日）

皇室事項

講書始の儀

一月九日午前十時三十分、宮中において、講書始の儀を行われ、嵯峨美術大学名誉教授佐々木正子は「江戸時代の日本絵画」、東京大学名誉教授御厨貴は「オーラル・ヒストリーとは何か」、国立天文台名誉教授家正則は「観測天文学最前線と日本の活躍」について進講した。

公告

諸事項

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る仮配当表公示

前払式支払手段発行保証金規則（平成22年内閣府・法務省令第４号）第７条第１項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
　株式会社ＮＥＸＴＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ
２．代表者の氏名　破産管財人　清水　俊順
３．住所　京都市北区紫野西泉堂町62番地
４．仮配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額
　19,300,000円
⑵　権利の実行に係る申出の総額
　5,460,531円

※配当は、資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第11条第９項の規定により、発行保証金の額から還付の手続に必要な費用の額を控除した額について実施する。

令和８年１月19日

近畿財務局長　坂口和家男

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る権利の実行の手続に関する意見聴取会公示

資金決済に関する法律施行令（平成22年政令第19号）第11条第４項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号
　株式会社ＮＥＸＴＩＮＮＯＶＡＴＩＯＮ
２．代表者の氏名　破産管財人　清水　俊順
３．住所　京都市北区紫野西泉堂町62番地
４．権利の実行の対象となる発行保証金の額
　19,300,000円
５．意見聴取会の期日
　令和８年１月28日（水）午後２時
６．意見聴取会の場所
　大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号
　大阪合同庁舎第四号館４階　第６共用会議室
７．上記の者の発行保証金について債権の申出をした者及び上記前払式支払手段発行者の代表者は、意見聴取会において権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べることができる。
　なお、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

令和８年１月19日

近畿財務局長　坂口和家男

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３０３６号
大阪府吹田市青山台４丁目９番８号
清算株式会社　株式会社ハローウィンズ
代表清算人　森本　　光
1　決定年月日　令和７年12月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００１号
島根県益田市本町３番30号
清算株式会社　株式会社右田本店
代表清算人　右田　　明
1　決定年月日　令和７年12月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松江地方裁判所益田支部

特別清算開始協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号
茨城県水戸市住吉町284番地の１
清算株式会社　株式会社シーズ
代表清算人　市毛　由之
1　決定年月日　令和７年12月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の免除
協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
2　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記１記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者（株式会社日本政策金融公庫を除く。）の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記１に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以上
水戸地方裁判所民事部

更生手続開始

令和７年（ミ）第４号
大阪府岸和田市宮本町10番12号
更生会社　株式会社都エンタープライズ
代表者代表取締役　榮野川優子
1　決定年月日時　令和７年12月31日午前10時
2　主文　株式会社都エンタープライズについて更生手続を開始する。
3　管財人　奥津　　周
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和８年２月16日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和８年４月６日から令和８年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第５号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目39番８号
更生会社　マツオインターナショナル株式会社
代表者代表取締役　松尾　憲久
1　決定年月日時　令和７年12月31日午前10時
2　主文　マツオインターナショナル株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　中森　　亘
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和８年２月20日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和８年４月８日から令和８年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第６号
大阪市西区阿波座１丁目４番14号
更生会社　松尾産業株式会社
代表者代表取締役　松尾　憲久
1　決定年月日時　令和７年12月31日午前10時
2　主文　松尾産業株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　中森　　亘
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　令和８年２月20日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　令和８年４月８日から令和８年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続終結

令和２年（ミ）第１号
宮城県石巻市西浜町１番地２
更生会社　株式会社ヤマニシ
管財人　鈴木　正己
1　決定年月日　令和７年12月26日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

監督命令変更

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、乙は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月九日
　掲載頁　六十三頁（号外第一五七号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月二十五日
　掲載頁　五十六頁（号外第一四三号）

令和八年一月十九日
北海道勇払郡厚真町宇幌里三三〇番地
（甲）株式会社厚真ファーム
代表取締役　森部　邦雄
愛知県名古屋市港区入船一丁目七番四一号
（乙）株式会社エフティファーム・アルファ
代表取締役　永井　宏和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日
埼玉県戸田市本町四丁目四番六号ＴＢＣ
（甲）合同会社リベルテ
代表社員　田中　文枝
さいたま市南区別所五丁目一五番二号
（乙）合同会社クラリス
代表社員　田中　文枝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この会社合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年二月十九日までにお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mcgc.com/ir/index.html

令和八年一月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）三菱ケミカル株式会社
代表取締役　筑本　学
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（乙）日本サウディメタクリレート合同会社
代表社員　三菱ケミカル株式会社
職務執行者　大山　大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.mcgc.com/ir/index.html

令和八年一月十九日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）三菱ケミカル株式会社
代表取締役　筑本　学
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（乙）ＭＣＰＰイノベーション合同会社
代表社員　三菱ケミカル株式会社
職務執行者　松井　達理

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年七月二十八日
　掲載頁　一六一頁（号外第一七一号）
（乙）
　掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年七月二十八日
　掲載頁　一六二頁（号外第一七一号）

令和八年一月十九日
東京都新宿区西新宿四丁目三四番七号
（甲）株式会社ｇｕｍｉ　Ｘ　Ｒｅａｌｉｔｙ
代表取締役　川本　寛之
東京都新宿区西新宿四丁目三四番七号
（乙）Ｔｏｋｙｏ　ＸＲ　Ｓｔａｒｔｕｐｓ株式会社
代表取締役　川本　寛之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.afscorporation.co.jp/

令和八年一月十九日
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地
（甲）イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　深山　友晴
東京都千代田区神田錦町一丁目一番地
（乙）ＡＦＳコーポレーション株式会社
代表取締役　花尻　隆一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十九日
東京都江東区青海二丁目二番Ｂ－二一七号
（甲）株式会社ＧｏＹｏｕｒＷａｙ
代表取締役　島田豪太郎
滋賀県栗東市綣二丁目二番三四号ウィング
ビュー二一〇九号室
（乙）合同会社ＣｈａＰＰｙ
代表社員　島田豪太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

本合併の効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙、丙及び丁は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://osaka.kinki-subaru.jp/publicnotice
（乙）https://kyoto.kinki-subaru.jp/publicnotice
（丙）https://shiga.kinki-subaru.jp/publicnotice
（丁）https://hyogo.kinki-subaru.jp/publicnotice

令和八年一月十九日
大阪府守口市八雲東町一丁目二一番二三号
（甲）大阪スバル株式会社
代表取締役　上野　修
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町五番地
（乙）京都スバル自動車株式会社
代表取締役　榎並　靖之
滋賀県草津市野路四丁目七番二号
（丙）滋賀スバル自動車株式会社
代表取締役　榎並　靖之
神戸市灘区岩屋中町二丁目二番七号
（丁）兵庫スバル自動車株式会社
代表取締役　狼　裕一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月二日であり、甲、乙及び丙の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであり、甲は令和七年十二月八日付でその本店を福岡県大牟田市新港町六番地一五に移転しました。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月二十七日
　掲載頁　六十八頁（号外第一四六号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月二十七日
　掲載頁　七十五頁（号外第一四六号）
（丙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月二十七日
　掲載頁　七十五頁（号外第一四六号）

令和八年一月十九日
福岡県大牟田市新港町六番地一五
（旧本店、東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号）
（甲）三井三池製作所エンジニアリング株式会社
代表取締役　吉田　克典
福岡県大牟田市新港町六番地一五
（乙）三池産業機械株式会社
代表取締役　佐藤　友則
福岡県大牟田市新港町六番地の二一
（丙）三作合成ゴム株式会社
代表取締役　髙畑　淳一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業及びフランチャイズ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.odakyu-restaurant.jp/company/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　八十二頁（号外第二八六号）

令和八年一月十九日

東京都渋谷区代々木二丁目二八番一二号

（甲）株式会社小田急レストランシステム

代表取締役　深海　尚

神奈川県三浦市三崎三丁目三番三号

（乙）株式会社今川商店

代表取締役　林　虎山

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢字鳩山一五三三番二他における太陽光発電事業、茨城県石岡市山崎字笄崎九六二番一三他における太陽光発電事業、茨城県坂東市富田字南木原一五五三他における太陽光発電事業、茨城県結城郡八千代町大字村貫字南栖五三〇番一他における太陽光発電事業、茨城県結城郡八千代町大字平塚字菱毛四七〇七番一他における太陽光発電事業、茨城県久慈郡大子町大字頃藤字宿四九三八番一他における太陽光発電事業、茨城県那珂市中台字御網場五六四番一他における太陽光発電事業、岩手県胆沢郡金ヶ崎町永沢下原後一〇番一他における太陽光発電事業及び埼玉県比企郡吉見町大字和名字中山一七八番一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合会計事務所内

（甲）ブルーインフラC号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングスC号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

（乙）ソーラーアップル合同会社

代表社員　ソーラーアップルホールディングス一般社団法人

職務執行者　荒川　真司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ライスカレーＬＳ（住所東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティウエスト二〇階）に対して当社のＳＮＳを中心としたマーケティング支援事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティウエスト二〇階

株式会社ライスカレープラス

代表取締役　志水　馨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社クリアーコットンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

埼玉県越谷市大間野町二丁目一五五番地一シェルメゾン大間野一〇三号

合同会社クリアーコットン

代表社員　和久　祥文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

東京都千代田区神田和泉町一番地六―一六ヤマトビル四〇五　ＳＰＩＮＴＡ合同会社

代表社員　濵田　篤

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、ないろ株式会社とします。効力発生日は令和八年三月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月八日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

東京都東大和市南街四丁目二〇番四号サンブリッジビルＢ一　ないろ合同会社

代表社員　渋谷　迅杜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二日であり、組織変更後の商号はクリエイトネクスト株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

東京都品川区大崎一丁目一四番三―一〇二号

クリエイトネクスト合同会社

代表社員　生田　俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

神奈川県逗子市沼間五丁目一八番八号

合同会社Ｒｅａｃｈ　Ｏｕｔ

代表社員　佐藤由希子

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は、丸亀塩屋団扇株式会社とします。

効力発生日は令和八年三月一日であり、総会の承認決議は令和八年一月九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合の掲示場に掲示しております。

令和八年一月十九日

香川県丸亀市飯野町東二甲九五七番地

塩屋団扇商工業協同組合

代表理事　濱本　哲郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社コーザイとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

福岡県遠賀郡岡垣町旭台五丁目六番七号

合同会社廣財

代表社員　二又　遥花

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百六十万円減少し二百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

北海道沙流郡日高町富川西二丁目一番一四号

日高給食事業合同会社

代表社員　武田　卓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千四百五十五万九千五百円減少し一億円とするとともに、その減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、株主総会の承認決議は令和七年十一月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　二一八頁（号外第一四六号）

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八三番地

株式会社富士薬品

代表取締役　高柳　昌幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十二日

掲載頁　七十六頁（号外第二七九号）

令和八年一月十九日

埼玉県熊谷市佐谷田一六三一番地

株式会社ワンロジスティクス

代表取締役　井ノ瀬広和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一六四頁（号外第一三九号）

令和八年一月十九日

東京都中央区日本橋小網町一番八号

住化ファイナンス株式会社

代表取締役　佐々木啓吾

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年二月二十七日を払込期日とする募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として資本金の額を四億二千三百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一一四頁（号外第一三九号）

令和八年一月十九日

東京都千代田区飯田橋四丁目六番一号

衛星データサービス企画株式会社

代表取締役　粂野　和孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千九百九十八万五千円減少し、減少額のうち金六千九百九十八万五千円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://synfluxi.io

令和八年一月十九日

東京都渋谷区神宮前六丁目九番一一号

Ｓｙｎｆｌｕｘ株式会社

代表取締役　川﨑　和也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十九日

東京都文京区後楽二丁目六番一号

株式会社ミソラコネクト

代表取締役　森田　暢達

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十九万九千九百九十九円減少し一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十九日

神奈川県茅ヶ崎市浜見平一四番二―七〇一号

ザ・トゥルーヘブン合同会社

代表社員　桐生　孝太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千九百八十八万五千二百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kitac.co.jp/

令和八年一月十九日

新潟市中央区新光町一〇番地二

株式会社キタック

代表取締役　中山　正子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　七十六頁（号外第一五六号）

令和八年一月十九日

京都府福知山市長田野町二丁目二一番地

アリナミンファーマテック株式会社

代表取締役　井上　謙二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千六百二十二万千円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十九日

大阪市浪速区湊町一丁目二番三号マルイト難波ビル

株式会社勝栄

代表取締役　木下　勝弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億千二百六十一万千四百八十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/833844

令和八年一月十九日

佐賀県鳥栖市蔵上二丁目二五九番地

株式会社ＥｘｔｅｎＤ

代表取締役　北市　充

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　七十八頁（号外第一五四号）

令和八年一月十九日

三重県亀山市白木町幸川四六四番

シャープディスプレイテクノロジー株式会社

代表取締役　川合　勝博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億三三七三万五千円、資本準備金の額を十億三三七三万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月五日

掲載頁　七十八頁（号外第一号）

令和八年一月十九日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

ＳＯＣＩＥＤＡＤ　ＴＥＸＴＩＬ　ＬＯＮＩＡ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　マリア・デル・カルメン・ロドリゲス・プリエト

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円、資本準備金の額を四千九百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十九日

東京都港区白金六丁目一一六番六号

有限会社東企画

代表取締役　東　英子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千四百三十万円、資本準備金の額を四億九百万円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金のうち、二億三千三百三十万円を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十七日

掲載頁　一五五頁（号外第二七五号）

令和八年一月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目三井ビルディング　株式会社天地人

代表取締役　櫻庭　康人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十九日

千葉県茂原市高師五八五番地

日東造機株式会社

代表取締役　小林　秀幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十九日

大阪市西淀川区千舟二丁目一二番一号

ニッパテック株式会社

代表取締役　川嵜　健太

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社Ｊステップホールディングスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階

株式会社ＪＳＴＧ

代表取締役　湯本　達也

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である岩本浩人より株式売渡請求があり、当社はそれに承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

岐阜県美濃加茂市太田町四三四五番地

株式会社ニューオーエス

代表取締役　岩本　浩人

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である関西ペイント株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

大阪市淀川区西宮原一丁目八番一〇号

株式会社カンペハピオ

代表取締役　池上広一郎

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和七年十月十七日開催の当社取締役会において、令和七年十月十七日開催の第八十六期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。

三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円

四、株式の取得価額の総額　三億七千五百万円を上限とする。

五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。

六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）　令和八年一月十九日～令和八年一月二十七日

令和八年一月十九日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

債権申出の公告（第一回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

債権申出の公告（第一回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

債権申出の公告（第一回）

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

ＦＳＶＡＰＪａｐａｎ株式会社

確定給付企業年金清算人　中島　英之

取消公告

令和七年十月二十七日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

令和八年一月十九日

静岡市葵区城北一〇六番地の一

株式会社Ｔｅｒｓｕｓ　ＧＮＳＳ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　鵜飼　尚弘

正誤

ページ	段	行	誤	正
二一四			改正後欄第四級地終りから二欄 一、000	一、000
			改正後欄終りから二欄 一、000	一、000

令和七年十二月二十三日（号外第二百八十号）内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省告示第一号（事業主行動計画策定指針の一部を改正する件）

（印刷誤り）

五八ページ下段改正後欄一行目から三行目及び改正前欄一行目から三行目までを削除する。

（原稿誤り）

目次及び本文において、令和八年一月六日外務省告示第一号を削除する。

令和七年十二月二十二日（号外第二百七十九号）国土交通省告示第千八十二号（松山空港の施設に変更を加え、並びに同空港について指定した延長進入表面に変更を加えたい件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一〇	上	終りから一三四	十分の一	五十分の一